

福岡県青少年健全育成条例施行規則

- 制定 平成八年三月二十五日 規則第十四号
 改正 平成九年五月三十日 規則第七号
 平成十二年三月三十一日 規則第九号
 平成十四年三月二十九日 規則第一八号
 平成十八年三月三十一日 規則第四三三号
 平成二十年一月十六日 規則第三号

(主目)

第一条 この規則は、福岡県青少年健全育成条例(平成七年福岡県条例第四十六号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(興行者等の指定等)

第二条 条例第十五条第二号に規定する規則で定める営業は、次に掲げるものとする。

- 一 スロットマシン、テレビゲーム機その他硬貨又はメダルを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせるもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第一二二号)第一条第一項第八号に規定するものを除く。)
 - 二 設備を設けて、客に玉突きを行わせるもの
 - 三 個室を設け、当該個室において、客にカラオケ装置(伴奏音楽等に合せてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。)による伴奏音楽等に合せて歌唱させるもの
 - 四 設備を設けて、客に主に図書類を閲覧させ、若しくは観覧させるもの
 - 五 条例第十四条の二第一項に規定する者が端末装置を客に利用させるもの
- 2 条例第十五条第三号に規定する規則で定める営業は、顧客との契約に基づきインターネット又はパソコン通信ネットワークとの接続サービスを提供する営業(その業務の全般について特別な法律の規定に基づく国の監督に服する日本電信電話株式会社その他の特殊会社が行なつたものを除く。)をいふものとする。
- (有害図書類とする写真又は図画の内容)
- 第三条 条例第十六条第二項第一号及び第三号、第十八条第一項第一号並びに第二十三条第四項に規定する規則で定める写真又は図画並びに条例第十六条第二項第二号に規定する規則で定める図画の内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 全裸、半裸又はこれらに近い状態で、卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
 - イ 大腿部を開いた姿態
 - ロ 陰部(ばくし)、又は塗りつぶしたものを含む。以下同じ。(一)

臀部又は女性の胸部を誇示した姿態(ただし、対象が青少年である場合にあつては、陰部、臀部又は女性の胸部が写つていない姿態)

- ハ 陰毛があらわになつた姿態
- ニ 排せつ(の)姿態
- ホ 緊縛された姿態
- ヘ 自慰の姿態
- 二 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
 - イ 男女間の性交
 - ロ 同性間の性行為

八 陰部、臀部又は女性の胸部を手、足、口又は第八条第一項第一号若しくは第二号に規定する物品その他の物で触れる性行為(挿入する行為を含む。)

二 イ又はロに掲げる行為を連想させる性行為

ホ イ又はロに掲げる行為を強要して行おうとしている性行為

ハ 嗜虐的又は被虐的な性行為

ト 猥褻その他の変態的な性行為

(有害指定要請書)

第四条 条例第十六条第三項(第十七条第五項、第十八条第七項及び第十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による知事に対する図書類、興行、広告物及びがん具類の指定要請は、有害指定要請書(様式第一号)により行つたものとする。

(有害図書類の陳列の方法)

第五条 条例第十六条の二第一項に規定する規則で定める方法は、有害図書類を青少年に販売し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聞かせ、若しくは見せることができないう旨を、容易に判読できる大きさの文字で有害図書類の陳列場所の近傍に表示し、かつ、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にした有害図書類を次の各号のいずれかにより陳列する方法とする。

- 一 有害図書類以外の図書類を陳列する棚から六十センチメートル以上離れた棚に、有害図書類をまとめて陳列すること。ただし、有害図書類以外の図書類を陳列する棚の背面に設置する場合を除く。
 - 二 有害図書類を陳列する棚板の前面から十センチメートル以上張り出す仕切り板(透視できない材質のものとする。)を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に、有害図書類をまとめて陳列すること。
 - 三 床面から一五〇センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしたうえ、有害図書類をまとめて陳列すること。
- (法令等により青少年の入場が禁止されている場所に準

じる場所)

第六条 条例第十六条の二第四項に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第一条第四号に規定する居室であつて側壁を設けた構造であること。
- 二 出入口が施錠される構造であつて、入場の際に次のイ又はロに掲げるものにより本人が青少年でないことが確認できる設備を設けていること。
 - イ 運転免許証(道路交通法(昭和三十五年法律第一〇五号)第九十二条に規定するものをいう。)、旅券(旅券法(昭和二十六年法律第二六七号)第五条に規定するものをいう。)、その他行政機関が発行する証明書であつて本人の年齢が確認できるもの
 - ロ イにより確認のうえ発行された会員証等であつて、氏名及び年齢若しくは生年月日を記載し、又は磁気等により記録したものの

三 当該営業を営む者又はその者から管理の委託を受けた者が、直接又はモニターをとおして屋内の状況を監視していること。

(興行者の揭示)

第七条 条例第十七条第四項の規定による揭示は、様式第二号によらなければならない。

(有害がん具類の形状等)

第八条 条例第十九条第二項第一号に規定する規則で定める形状、構造又は機能は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有するもの
- 二 性器を包み込み、又は性器に挿入することができる構造を有するもの(薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)別表第一に規定する衛生用品を除く。)
- 三 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。)

2 条例第十九条第二項第三号に規定する規則で定める構造又は機能は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 弾丸を水平射角で発射した場合において、発射時に〇・〇五キログラムメートル毎平方センチメートル(おおむね発射地点から三メートルの距離にある四隅を支えた状態の新聞紙五枚を貫通する力)以上のエネルギー値で弾丸を発射することができるもの
- 二 発射物として矢を、その矢を飛ばす力として弓を用い、弾道を安定させるために、弓の固定、弦の保持及び矢の安定保持を機械化した、照準器と引金を有するもの

(有害指定取消費要請書)

第九条 条例第二十條第二項の規定による知事に対する有害指定の取消費要請は、有害指定取消費要請書(様式第三号)により行つたものとする。

(自動販売機等の届出)

第十条 条例第二十一条の規定による届出は、自動販売機等届出書(様式第四号)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 一 住民票の写し(外国人にあっては外国人登録証明書の写しとし、法人にあっては法人登記簿抄本とする。)
 二 自動販売機等の配置図及び設置場所から二〇メートル以内の区域の見取図
 三 自動販売機等の設置場所の提供者が、自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類

3 条例第二十一条第二項の規定による届出は、自動販売機等変更(廃止)届出書(様式第五号)を知事に提出して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる事項の変更にあつては、それぞれ当該各号に規定する書類を添付しなければならない。
 一 氏名又は名称、住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所 前項第一号に規定する書類
 二 自動販売機等の設置場所の提供者 前項第三号に規定する書類

(届出済証の表示)

第十一条 条例第二十一条第三項の規定による表示は、届出済証(様式第六号)により行うものとする。

(自動販売機等への図書類等の収納禁止区域)

第十二条 条例第二十四条に規定する規則で定める施設は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十四条に規定する専修学校(高等過程を有するものに限る。)とする。

(青少年に販売又は貸付けができないように管理されている自動販売機等)

第十三条 条例第二十三条第三項に規定する、青少年に販売又は貸付け(以下「販売等」という。)ができないように管理されている自動販売機等の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。
 一 販売等に際して、第六条第二号イ又はロに規定するもの(写真が添付されているものに限る。以下「免許証等」という。)(の提示を要し、かつ、これらにより、青少年でないことが確認できる者以外の者が購入し、又は借りることができないような設備を設けていること。
 二 当該自動販売機又は自動販売機の付近に設けたモニターで客の顔を免許証等に添付されている写真と比較することにより、当該免許証等の所持者と同一の者であることを、営業時間を通じて人が確認していること。
 三 前号に規定するモニターにより、販売等の状況を撮影し、その日から七日以上これを保存していること。

(風俗関連類似営業に係る青少年の健全育成を阻害するおそれのある内容)

第十四条 条例第二十八条第一項本文に規定する規則で定める風俗関連類似営業に係る青少年の健全育成を阻害するおそれのある内容は、次に掲げるものとする。
 一 第三条各号に規定する内容を描写し、又は容易に連想させる表現
 二 第八条第一項各号に規定する内容を描写し、又は容易に連想させる表現
 三 条例第二十一条に規定する業務を行うために人が出張し、又は訪問することを表すもの

(風俗関連類似営業の広告物の表示制限等)

第十五条 条例第二十八条第一項ただし書に規定する規則で定める広告物は、表示面積の合計が五平方メートル以内の広告物とする。

(条例第二十八条第二項に規定する規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。)

- 一 公衆電話及びその附属設備の設置場所
- 二 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第一条に規定する公園及び市町村が管理している公園
- 三 公衆便所
- 四 停留所及び停留場(道路交通法第四十四条第五号に規定するものをいう。)

(有害薬品類の指定)

第十六条 条例第二十九条に規定する規則で定める薬品類は、次のとおりとする。
 一 有機溶剤(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年制令第三一八号)別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる物(同表第十八号、第三十七号及び第四十二号に掲げるものを除く。))及びこれらの物のみから成る混合物をいう。次号において同じ。)
 二 有機溶剤含有物(有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物であつて、当該有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものをいう。)

(質屋等の掲示)

第十七条 質屋営業法(昭和二十五年法律第一五八号)第一条第一項に規定する質屋営業を営む者が、条例第三十条第一項の規定により青少年から物品を質にとらない旨を掲示するときは、様式第七号により、営業の場所において客に見やすいように掲示するものとする。

(古物営業法(昭和二十四年法律第一〇八号)第二条第三項に規定する古物商が、条例第三十条第二項の規定により青少年から古物を買ひ受け、古物の販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換しない旨を掲示するときは、様式第八号により、営業の場所において客に見やすいように掲示するものとする。)

(青少年の深夜の入場を制限する掲示)

第十八条 条例第三十五条第二項の規定による掲示は、様式第九号により行わなければならない。

(立入調査員及び証明書)

第十九条 条例第三十六条第一項の規定により立入調査をする者は、次に掲げる者のうちから知事が指定した者とする。
 一 知事の事務部局において青少年関係事務を担当する職員
 二 警察職員
 三 県教育委員会の事務局において青少年関係事務を担当する職員

(立入調査を実施する営業の場所)

第二十条 条例第三十六条第一項に規定する規則で定める営業は、次に掲げるものとする。
 一 第一条第一項各号に定めるもの
 二 図書類等の販売等を行う営業
 三 質屋営業
 四 古物商
 五 有害薬品類の販売をする営業

(施行期日)

1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。
 (青少年に有害な文書図画の自動販売機による販売の規制に関する条例施行規則の廃止)
 2 青少年に有害な文書図画の自動販売機による販売の規制に関する条例施行規則(昭和五十二年福岡県規則第四十一号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の福岡県青少年健全育成条例施行規則(以下「旧規則」という。)(の規定に基づき作成された様式の用紙で、現に残存するものは、必要な改定を加えたうえで、なお当分の間、使用することができる。
 4 この規則の施行の際、旧規則による調査員の身分を示す証明書で、現に交付されているものは、なお当分の間、この規則の相当規定による証明書とみなす。

(施行期日)

附 則(平成九年規則第七一号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

1 この規則は、平成九年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の福岡県青少年健全育成条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定による様式の用紙は、当分の間、必要な修正を加えたうえで使用することができる。

3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則による調査員の身分を示す証明書は、その発行日から三年を経過する間は、改正後の規則の相当規定による証明書とみなす。

附 則(平成十二年規則第九四号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第十九条第三号及び第二十三条第一項第二号の改正規定は、交付の日から施行する。

附 則(平成十四年規則第一八号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福岡県青少年健全育成条例施行規則第二十三条第二項の規定による証明書は、その発行日から三年を経過するまでの間は、改正後の福岡県青少年健全育成条例施行規則第十八条第二項の規定による証明書とみなす。

附 則(平成十八年規則第四三三号)

(施行期日)

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則(平成二十年規則第三三三号)

この規則は、公布の日から施行する。